

防衛省組織令等の一部を改正する政令案参照条文 目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）	1
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）	1
○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）	3
○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（抄）	4
○ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第二百二号）（抄）	4
○ 船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）	5
○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）	6
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）	11
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第五十号）による改正後のもの）（抄）	12
○ 防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）（抄）	34

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6・8（略）

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5（略）

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（定義）

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六（略）

七 管理隊員 防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部局の課長の官職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

2（略）

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）

（俸給の特別調整額）

第十一条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2 (略)

(地域手当等)

第十四条 (略)

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは、「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員(以下「管理監督職員」という。)」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは、「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。)」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当(防衛省の職員の給与等に関する法律第十条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。)」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。)」とあるのは、「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。)」及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第三項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

(航空手当等)

第十六条 次の各号に掲げる職員として政令で定める自衛官には、それぞれ当該各号に定める手当を支給する。

- 一 航空機乗員 航空手当
- 二 艦船乗組員 乗組手当
- 三 落下傘隊員 落下傘隊員手当

- 四 特別警備隊員 特別警備隊員手当
- 五 特殊作戦隊員 特殊作戦隊員手当

2 (略)

- 3 第一項各号に定める手当の額は、同項の自衛官の受ける俸給の百分の八十以内において政令で定める。

(航海手当)

第十七条 (略)

- 2 前項の航海手当の額は、政令で定める。

3 (略)

(食事の支給)

- 第二十条 政令で定める職員には、政令で定めるところにより、食事を支給する。

(国家公務員災害補償法の準用)

- 第二十七条 国家公務員災害補償法の規定(第一条、第二条、第三条並びに第四条第二項及び第三項第六号の規定を除く。)は、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員に対する福祉事業について準用する。この場合において、同法の規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法第一条の二第二項第二号中「国家公務員法第百三条第一項の規定に違反して同項に規定する営利企業を営むことを目的とする団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねている場合」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第六十二条第一項の規定に違反して営利を目的とする団体の役員又は顧問の地位その他これらに相当する地位に就いている場合」と、同法第四条の二第二項、第四条の三、第四条の四、第十四条の二第一項及び第十七条の四第二項中「人事院が」とあるのは「防衛省令で」と、同法第八条中「実施機関」とあるのは「防衛大臣の指定する防衛省の機関(以下「実施機関」という。)」と、同法第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の二中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、同法第二十七条第一項中「その職員」とあるのは「その命じた職員」と、同条第二項中「人事院又は実施機関の職員」とあるのは「防衛大臣又は実施機関の命じた職員」と、同法第三十三条中「人事院」とあるのは「防衛省」と読み替えるものとする。

2 (略)

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号) (抄)

(特殊勤務手当)

第十三条 (略)

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（抄）

第十七条の六 遺族補償一時金の額は、業務上の死亡又は通勤による死亡に係る他の法令による給付との均衡を考慮して人事院規則で定める額（第十七条の四第一項第二号の場合にあつては、その額から同号に規定する合計額を控除した額）とする。

2 (略)

（警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例）

第二十条の二 警察官、海上保安官その他職務内容の特殊な職員で人事院規則で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他の人事院規則で定める職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第十二条の二第二項の規定による額、第十三条第三項若しくは第四項の規定による額、第十七条第一項の規定による額又は第十七条の六第一項の人事院規則で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十を超えない範囲内で人事院規則で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

（在外公館に勤務する職員等の特例）

第二十条の三 在外公館に勤務する職員、公務で外国旅行中の職員又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である職員に係る補償につき特例を設ける必要があるものについては、人事院規則で特例を定めることができる。ただし、その特例は、この法律の規定の趣旨に適合するものでなければならぬ。

○ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）（抄）

（返還実施計画）

第八条 国は、合同委員会（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第三十一条第二項において「日米地位協定」という。）第二十五条に規定する合同委員会をいう。以下同じ。）において返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に講ずることにより、その有効かつ適切な利用が図られるようにするため、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画（以下この条及び第十一条第一項「返還実施計画」という。）を定めなければならない。ただし、駐留軍用地の所有者等が、自ら当該土地を使用する目的で行った申請に係る返還については、この限りでない。

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 返還に係る区域

二 返還の予定時期

三 第一号の区域内に所在する駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件の概要及び当該建物その他土地に定着する物件の除却をするとし

た場合に当該除却に要すると見込まれる期間

四 第一号の区域において次に掲げる事項について、調査を行う区域の範囲、調査の方法、調査に要すると見込まれる期間及び調査の結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針

イ 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質又はダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。ロにおいて同じ。）による土壌の汚染の状況

ロ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二条第二項第一号に規定する物質又はダイオキシン類による水質の汚濁の状況

ハ 不発弾その他の火薬類の有無

ニ 廃棄物の有無

ホ その他政令で定める事項

3 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 関係市町村の長は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者等の意見を聴かなければならない。

5 前二項の規定により意見を聴かれた者は、沖縄県知事及び駐留軍用地の所有者等にあつては意見を聴かれた日から三十日以内に、関係市町村の長にあつては意見を聴かれた日から六十日以内に、それぞれ意見書を提出することができる。

6 国は、返還実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

7 国は、返還実施計画を定めたときは、当該返還実施計画（変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき支障の除去に関する措置を講ずるものとする。

8 第三項から第六項までの規定は、返還実施計画の変更について準用する。

（駐留軍用地の返還についての見通しの通知）

第十九条 国は、駐留軍用地について、返還の見通しが立った場合には、速やかに、その旨を当該土地の所有者等に通知するよう努めるとともに、沖縄県及び関係市町村に通知しなければならない。

○ 船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄） （船員）

第一条 この法律において「船員」とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令で定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。

②・③ （略）

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）

（政策立案総括審議官、衛生監、施設監、報道官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）

第十条の三 大臣官房に、政策立案総括審議官一人、衛生監一人、施設監一人、報道官一人、公文書監理官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人及び審議官六人を置く。

2（8）（略）

（米軍再編調整官及び参事官）

第十条の四 大臣官房に、米軍再編調整官一人及び参事官三人を置く。

2・3（略）

（地方協力企画課の所掌事務）

第四十一条 地方協力企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方協力局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 地方協力局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 防衛施設周辺環境整備法第九条第一項の規定による指定に関すること。
- 四 地方防衛局の管理及び運営一般に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、地方協力局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（周辺環境整備課の所掌事務）

第四十三条 周辺環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛施設周辺環境整備法第三条第一項及び第八条の規定による措置に関すること（防音対策課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 防衛施設周辺環境整備法第九条第二項の規定による措置に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置に関すること（防音対策課の所掌に属するものを除く。）。

四 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な措置、自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償並びに自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における利得の求償及び原状回復のうち、道路に係るものに関すること。

（施設管理課の所掌事務）

第四十六条 施設管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自衛隊の施設の取得に関すること（整備計画局、周辺環境整備課及び補償課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の返還に関すること（大臣官房、整備計画局、周辺環境整備課、補償課及び提供施設課の所掌に属するものを除く。）。

- 三 位置境界明確化法第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

- 四 防衛施設周辺環境整備法第六条及び第七条の規定による措置に関すること（防音対策課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 相互防衛援助協定の実施に係る不動産及び備品の調達、提供及び管理に関すること。

（労務管理課の所掌事務）

第四十八条 労務管理課は、駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関する事務をつかさどる。

（沖繩調整官の職務）

第四十九条 沖繩調整官は、法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡調整に関する事務で沖繩に係るものをつかさどる。

（地方防衛局の内部組織）

第六十七号条 北海道防衛局、北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局及び九州防衛局にそれぞれ次長一人を、沖繩防衛局に次長二人を置く。

255 （略）

（装備政策部の所掌事務）

第七十三号条 装備政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

- 二 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する制度の総合調整に関すること。

- 三 装備品等の補給及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

- 四 （略）

- 五 秘密の保全に関すること。

- 六 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

（調達管理部の所掌事務）

第七十六号条 調達管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等及び役務の調達に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

- 二 装備品等及び役務の調達に係る入札及び契約の適正化に関すること。
- 三 装備品等及び役務の調達に関する業務の総括に関すること（調達事業部の所掌に属するものを除く。）。
- 四 装備品等及び役務の調達に関する業務に伴う苦情の処理に関すること。
- 五 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関し必要な原価その他の共通的な情報の収集及び基準の設定に関すること。
- 六 装備品等及び役務の調達に関し必要な企業の調査の実施に関すること。

（装備政策課の所掌事務）

第百八十八条 装備政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備政策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 四 （略）

（事業計画官の職務）

第百九十二条 事業計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 プロジェクト管理部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 プロジェクト管理に関する制度に関すること。
- 三 プロジェクト管理に関する研究改善に関すること。
- 四 前号に掲げるもののほか、プロジェクト管理部の所掌事務に必要な資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、プロジェクト管理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（調達企画課の所掌事務）

第二百一条 調達企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 調達管理部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 装備品等及び役務の調達に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること（原価管理官及び企業調査官の所掌に属するものを除く。）。
- 三 装備品等及び役務の調達に係る入札及び契約の適正化に関すること。
- 四 装備品等及び役務の調達に関する業務の総括に関すること（調達事業部並びに原価管理官及び企業調査官の所掌に属するものを除く。）。
- 五 装備品等及び役務の調達に関する業務に伴う苦情の処理に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、調達管理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、防衛庁設置法の施行の日（昭和二十九年七月一日）から施行する。
- 2 防衛政策局の所掌事務については、当分の間、第六条第一号中「関すること」とあるのは、「関すること（地方協力局の所掌に属するものを除く。）」とする。
- 3 地方協力局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、駐留軍等の再編（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第二条第二号に掲げる駐留軍等の再編をいう。附則第九項において同じ。）に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関する事務をつかさどる。
（大臣官房審議官に係る特例）
- 4 当分の間、第十条の三第一項の審議官のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。
- 5・6 （略）
- 7 防衛政策局防衛政策課の所掌事務についての読替え）
（防衛政策局防衛政策課の所掌事務については、当分の間、第十九条第二号中「及び他課」とあるのは、「並びに地方協力局及び他課」とする。）
- 8 防衛政策局日米防衛協力課の所掌事務については、当分の間、第二十一条中「事務」とあるのは、「事務（地方協力局の所掌に属するものを除く。）」とする。
（地方協力局地方協力企画課の所掌事務の特例）
- 9 地方協力局地方協力企画課は、第四十一条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
<p>当分の間</p>	<p>駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関すること。</p>
<p>平成三十九年三月三十一日までの間</p>	<p>一 駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。</p> <p>二 再編関連振興特別地域（駐留軍再編特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。</p> <p>三 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍再編特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に関すること。</p>

四 再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

(地方協力局周辺環境整備課の所掌事務の特例)

10 地方協力局周辺環境整備課は、第四十三条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
平成三十四年三月三十一日までの間	<p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成七年法律第百二号。以下「駐留軍用地跡地利用特別措置法」という。)第八条第七項の規定による措置のうち、道路に係るものに関すること。</p>
駐留軍再編特別措置法第六条の規定が効力を有する間	<p>同条の規定による再編交付金の交付に関すること。</p>

(地方協力局施設管理課の所掌事務の特例)

11 地方協力局施設管理課は、第四十六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
平成三十四年三月三十一日までの間	<p>駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条第七項の規定による措置に関すること(周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。)</p>
駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条及び第二十九条の規定が効力を有する間	<p>駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条の規定による給付金及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第二十九条の規定による特定給付金の支給に関すること。</p>
沖縄振興特別措置法の一部を改正する	<p>同条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。</p>

法律（平成二十四年法律第十三号）による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四百四条の規定が効力を有する間

12
14 （略）

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

（課長の官職に準ずる官職）

第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

- 一 米軍再編調整官
- 二 参事官
- 三 訟務管理官
- 四 施設整備官
- 五 提供施設計画官
- 六 施設技術管理官
- 七 服務管理官
- 八 衛生官
- 九 沖繩調整官
- 十 調達官
- 十一 プロジェクト管理総括官
- 十二 革新技術戦略官
- 十三 調達総括官
- 十四 総務官
- 十五 人事官
- 十六 会計官
- 十七 監察監査・評価官

十八 装備開発官
十九 艦船設計官

二十 (略)

二十一 事業計画官

二十二 (略)

二十三 事業監理官

二十四 装備技術官

二十五 技術計画官

二十六 技術振興官

二十七 原価管理官

二十八 企業調査官

二十九 需品調達官

三十 武器調達官

三十一 電子音響調達官

三十二 艦船調達官

三十三 通信電気調達官

三十四 航空機調達官

三十五 輸入調達官

三十六 前各号に掲げる官職に準ずる官職として防衛大臣が定める官職

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号) (防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

(令和二年政令第五十号) による改正後のもの) (抄)

(俸給の特別調整額)

第八条の三 法第十一条の三第一項に規定する政令で指定する官職は、別表第三の上欄に掲げる組織の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる官職とする。

2 前項に規定する官職を占める職員に支給する俸給の特別調整額は、別表第四の第一欄、第二欄及び第三欄に掲げる種別(別表第三備考に規定する種別をいう。同表を除き、以下同じ。)、俸給表及び職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将若しくは空将又は陸将補、海将補若しくは

空将補である場合にあつてはその者に適用される自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄をいい、一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。別表第四において同じ。)の区分並びに別表第四の第四欄の職員の区分に応じ同欄に定める額(再任用短時間勤務職員等にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とし、その額に円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。)とする。

3 自衛官の前項の規定による額が自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄に掲げる額のうち防衛大臣の定める額とそれが受ける俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当のそれぞれの月額合計額との差額に相当する額を超えることとなる場合には、その者に支給する俸給の特別調整額は、同項の規定にかかわらず、その差額に相当する額とする。

4 職員が月の一日から末日までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合には、俸給の特別調整額は、支給しない。ただし、その勤務しなかつたことが次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、この限りでない。

一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職を命ぜられた場合

二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、休暇を与えられた場合

5 国際連合派遣自衛官、派遣職員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された職員(以下「交流派遣職員」という。)に関する前項ただし書の規定の適用については、それぞれ国際連合、派遣先の機関又は派遣先企業(同法第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項に規定する派遣先企業をいう。以下同じ。)の業務を公務とみなす。

(特殊勤務手当)

第九条の七 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十三条第二項の特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額は、別表第五に定めるとおりとする。

(航空機乗員等の範囲)

第十一条の三 法第十六条第一項第一号に掲げる航空機乗員として政令で定める自衛官(以下「乗員」という。)は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。

一 随時航空機に乗り組んで次に掲げる職務を行うことを本務とする自衛官

イ 操縦

ロ 航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出

ハ 航空機に施設する無線設備又は防衛大臣の指定する特殊無線設備の通信操作及び技術操作

ニ 発動機及び機体の取扱(操縦装置の操作を除く。)

ホ イからニまでに掲げるもののほか、偵察、救難その他防衛大臣の指定する職務

二 随時航空機に乗り組んで前号に掲げる職務に関する技能を修得することを本務とする自衛官

三 第一号イに掲げる職務に関する技能を維持向上させるため防衛大臣の定める基準に従い飛行を行うことを命ぜられている自衛官

2 (略)

3 法第十六条第一項第三号に掲げる落下傘隊員として政令で定める自衛官（以下「落下傘隊員」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。

一 落下傘を利用して航空機から降下する作業（以下「落下傘降下作業」という。）に関する訓練課程を修了し、かつ、落下傘降下作業を行うことを本務とする陸上自衛官

二 落下傘降下作業に関する技能を修得することを本務とする航空自衛官

4 法第十六条第一項第四号に掲げる特別警備隊員として政令で定める自衛官（以下「特別警備隊員」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。

一 自衛隊法第九十三条第二項において準用する海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十七条第一項の規定による立入検査を行う業務（対象船舶が容易に停止しないこと又は対象船舶にいる者が武装していると予想されることにより、当該業務の遂行に特に困難又は危険が伴うものに限る。以下「特別警備業務」という。）に関する訓練課程を修了し、かつ、特別警備業務を行うことを本務とする海上自衛官

二 特別警備業務に関する技能を修得することを本務とする海上自衛官

5 法第十六条第一項第五号に掲げる特殊作戦隊員として政令で定める自衛官（以下「特殊作戦隊員」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。

一 特殊作戦を行う業務（以下「特殊作戦業務」という。）に従事することを本務とする陸上自衛官

二 特殊作戦業務に関する技能を修得することを本務とする陸上自衛官

6 次の各号に掲げる自衛官は、当該各号に定める期間は、前各項に規定する自衛官に含まれないものとする。

一 第六条の二十第二項の規定の適用を受ける自衛官 その者の俸給月額が防衛大臣の定める額以上の額である期間

二 一の給与期間の全日数にわたつて前各項に規定する職務を行わなかつた自衛官（公務上の負傷、公務旅行、悪天候その他のやむを得ない事情により当該職務を行うことができなかつたものとして防衛大臣が定めるものを除く。） 当該給与期間

（航空手当等の月額）

第十二条 法第十六条第三項の航空手当の月額は、乗員の属している階級における最低の号俸（その階級が陸将、海将又は空将である場合には、自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄における最低の号俸）の額（その階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に心身に著しい負担を与える飛行を行うものとして防衛大臣が

定めるジェット機の乗員にあつては百分の八十を、その他の乗員にあつては百分の六十をそれぞれ乗じて得た額に、次の各号に掲げる乗員の区分に応じて当該各号に定める割合の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

一 第十一条の三第一項第一号に該当する者 百分の百

二 第十一条の三第一項第二号に該当する者 百分の八十

三 第十一条の三第一項第三号に該当する者 百分の六十五

2 (略)

3 法第十六条第三項の落下傘隊員手当の月額は、落下傘隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐又は三等空佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の三第三項第一号に該当する落下傘隊員にあつては百分の三十・二五（落下傘を利用して行う装備品及び食糧その他の需品の補給に関する教育訓練及び調査研究の支援のための落下傘降下作業を行うことを本務とする隊員として防衛大臣の定める者にあつては、百分の二十八・五）を、同項第二号に該当する落下傘隊員にあつては百分の二十四を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

4 法第十六条第三項の特別警備隊員手当の月額は、特別警備隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等海佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の三第四項第一号に該当する特別警備隊員にあつては百分の四十九・五を、同項第二号に該当する特別警備隊員にあつては百分の三十九・六を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

5 法第十六条第三項の特殊作戦隊員手当の月額は、特殊作戦隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の三第五項第一号に該当する特殊作戦隊員にあつては百分の四十九・五（その従事する特殊作戦業務に特定の技能が必要とされないものとして防衛大臣が定める特殊作戦隊員にあつては、その従事する特殊作戦業務の危険性及び困難性に応じて防衛大臣の定めるところにより百分の三十三、百分の三十・二五、百分の十二・三七五又は百分の六・八七五）を、同項第二号に該当する特殊作戦隊員にあつては百分の三十九・六を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

6 自衛隊法第四十六条の規定による減給の処分を受けた乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員に係る航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の月額は、前各項の規定による航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の月額からその額に俸給を減ずる割合を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

7 乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員がそれぞれ乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員として勤務しないときは、前条の規定により特に勤務したものとみなされる場合を除くほか、それぞれ航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当を減額して支給する。この場合における減額の方法については、第七条の二の規定の例による。

8 乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員のそれぞれ第一項から第五項までの規定による額が自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄に掲げる額のうち防衛大臣の定める額とその者が受ける俸給月額との差額に相当する額を超えることとなる場合には、その者に支給する航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当は、これらの規定にかかわらず、その差額に相当する額とする。

(航海手当の日額)

第十二条の三 航海手当の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、別表第七に掲げる乗組員の属している階級に対応する当該各号に定める額とする。ただし、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第二百二十六条の十五第一号の輸送（以下「南極地域への輸送」という。）のため、南緯五十五度以南の水域を航海した場合には、三千九百八十円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額とする。

一 乗組員の乗り組んでいる艦船が別表第七の第一区に属する水域のみを航海した場合（次号に該当する場合を除く。） 一日の航海時間が、通算五時間に満たないときは同表中第一区の欄に掲げる額の十分の六に相当する額、通算五時間以上であるときは同表中第一区の欄に掲げる額

二 乗組員の乗り組んでいる艦船（防衛大臣の定めるものに限る。）が別表第七の第一区に属する水域のみを引き続き五十一日以上にわたって航海した場合 同表中第二区の欄に掲げる額

三 同一の航海において、乗組員の乗り組んでいる艦船が水域の区分を異にする二以上の水域を航海した場合（次号に該当する場合を除く。） 当該艦船の定係港以外の港に入港しなかつたときは別表第七中第一区の欄に掲げる額、定係港以外の港に入港したときは同表中当該入港した港の属する水域に応ずる額（水域の区分を異にする二以上の港に入港したときは、それらの属する水域のうち、航海手当の日額の最も多い水域に応ずる額）

四 南極地域への輸送のための航海又は災害派遣等のための航海その他防衛大臣の定める航海において、乗組員の乗り組んでいる艦船が水域の区分を異にする二以上の水域を航海した場合 当該艦船が航海を行った水域のうち、別表第七中航海手当の日額の最も多い水域に応ずる額

2 乗組員の乗り組んでいる艦船が同一の日において二以上の航海を行った場合における航海手当の日額は、それぞれの航海に係る前項ただし書又は同項各号による日額のうち、最も多い額とする。

3 第一項第一号の規定により航海手当の日額の算定をする場合において、十円未満の端数がある場合には、当該端数が、八円以上であるときはこれを十円に切り上げ、三円以上八円未満であるときはこれを五円とし、三円未満であるときはこれを切り捨てるものとする。

(食事の無料支給)

第十四条 次の各号に掲げる職員（予備自衛官等を含む。以下この条、次条、第十七条及び第十七条の二において同じ。）に対しては、食事を無料で支給する。ただし、これらの者が休暇その他の防衛大臣の定める事由により防衛大臣の指定する場所にいない場合には、支給しないことができる。

一 自衛隊法第五十五条の規定に基づく防衛省令の規定により営舎において居住しなければならないこととされている自衛官（第二十六条において「営内居住の自衛官」という。）である陸曹長等、海曹長等及び空曹長等

二 (略)

三 自衛官候補生

- 四 訓練招集又は教育訓練招集（以下「訓練招集等」という。）に応じている予備自衛官等
 - 五 防衛大学校又は防衛医科大学の学生（法第四条第一項の防衛大学校又は防衛医科大学の学生をいう。以下「学生」という。）
 - 六 生徒（法第四条第一項の生徒をいう。以下同じ。）
- 2 前項に掲げる職員以外の職員に対しても、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、食事を無料で支給する。
 - 一 出勤を命ぜられている場合
 - 一 の二 出勤待機命令を受けている場合
 - 一 の三 自衛隊法第八十二条の規定による行動を命ぜられている場合
 - 二 災害派遣等を命ぜられている場合
 - 三 乗組員として艦船に乗り組んでいる場合
 - 四 宿営を必要とする部隊演習の場合
 - 四 の二 引き続き四時間以上にわたる飛行を行つて、防衛大臣が食事を支給することが必要と認めて定める理由に該当する場合
 - 四 の三 高圧室内において高圧の下で防衛大臣の定める作業に従事している場合
 - 五 週番勤務を命ぜられた場合
 - 五 の二 引き続き二十四時間以上にわたる警衛勤務を行つて、防衛大臣が食事を支給することが必要と認めて定める理由に該当する場合
 - 六 本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関において食事の支給を受けることを条件として公務旅行を命ぜられた場合
 - 3 乗員その他の防衛大臣の定める特殊の勤務に従事する職員に対しては、防衛大臣の定めるところにより、それらの者が勤務を行うに当つて必要な特別の食事を無料で加給することができる。
 - 4 職員が休職（学生及び生徒にあつては、休学）を命ぜられ、又は停職（学生及び生徒にあつては、停学）処分を受けた場合にも、特に必要があると認めるときは、食事を無料で支給することができる。
- 附 則
- 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。
 - 2 当分の間、勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とする防衛大臣が認める場合における夜間看護等手当の額については、別表第五の規定にかかわらず、同表に定める額に千四百十円の範囲内で当該事情に応じて防衛大臣が定める額を加算した額とする。
 - 3 令和六年三月三十一日までの間は、小笠原諸島（嬬婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。以下同じ。）に置かれる官署に所属して当該官署の所掌する業務（小笠原諸島以外の地域における業務を除く。）に従事する職員には、特殊勤務手当として、別表第五に規定するもののほか、業務一日につき三千八百六十円（南鳥島に置かれる官署に所属する者にあつては、五千五百十円）を超えない範囲内で防衛大臣の定める額の小笠原手当を支給する。

4 第二十一条各号に掲げる若年定年退職者に係る法附則第五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号）附則第十六条第二項の規定により読み替えて適用される場合及び防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三百三十五号）附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する政令で定める俸給月額及び政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる俸給月額及び同表の下欄に掲げる額とする。

職員の区分	俸給月額	額
第二十一条第一号に掲げる若年定年退職者	第二十一条第一号に定める俸給月額	当該俸給月額に百分の一・五を乗じて得た額（当該俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、その者の属していた階級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、当該俸給月額から当該最低の号俸の俸給月額を減じた額）
第二十一条第二号に掲げる若年定年退職者	第二十一条第二号に定める俸給月額	当該俸給月額に百分の一・五を乗じて得た額（当該俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、その者の退職の日の前日に属していた階級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、当該俸給月額から当該最低の号俸の俸給月額を減じた額）

5 退職の日において防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十六号）第二条の規定による改正前の法附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号）第二条の規定による改正前の一般職給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されていた若年定年退職者又は若年定年退職者が退職の翌年まで自衛官として在職したと仮定した場合において防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の法附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の一般職給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなつていた若年定年退職者に対する次の各号に掲げる規定に規定する額の計算に当たつては、これらの規定により計算した額から、それぞれ当該各号に定める額（平成三十年三月三十一日までの間に係るものに限る。）に相当する額を減ずる。

一 第二十四条第一号 同号に規定するところによりその者が退職の翌年の各月（五十五歳に達した日後における最初の四月一日が退職の翌年となる場合にあつては、同日以後の期間に限る。）に受けるべきものとされる俸給月額にそれぞれ百分の一・五を乗じて得た額（当該俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、その者の属していた階級（第二十一条第二号に掲げる者にあつては、当該昇任前の階級）における最低の号俸の俸給月額に達しない場合（以下この項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあつては、当該俸給月額からその最低の号俸の俸給月額を減じた

額（以下この項において「俸給月額減額基礎額」という。）の合計額

二 第二十四条第四号 退職の翌年の一般職給与法第十九条の四第一項に規定する基準日においてそれぞれ第二十四条第一号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給月額を計算の基礎として同条第四号の規定の例により計算した額にそれぞれ百分の一・五を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額を計算の基礎として同号の規定の例により計算した額）の合計額

三 第二十四条第五号 退職の翌年の六月一日及び十二月一日においてそれぞれ同条第一号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給月額を計算の基礎として同条第五号の規定の例により計算した額にそれぞれ百分の一・五を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額を計算の基礎として同号の規定の例により計算した額）の合計額

6 (略)

別表第三（第八条の三関係）

組織の区分	官職	種別
本省内部部局	官房長 局長 局次長 政策立案総括審議官 衛生監 施設監 報道官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 審議官 米軍再編調整官 参事官 課長 訟務管理官 施設整備官 提供施設計画官 施設技術管理官	一種

<p>海上幕僚監部</p>	<p>陸上幕僚監部</p>	<p>統合幕僚監部</p>	
<p>首席会計監査官 首席法務官 監察官 課長 副部長 部長</p>	<p>海上幕僚副長 部長 副部長 課長 監察官 法務官 警務管理官</p>	<p>陸上幕僚副長 部長 課長 監察官 法務官 首席法務官 首席後方補給官 統合幕僚学校長</p>	<p>服務管理官 衛生官 沖繩調整官 調達官 統合幕僚副長 総括官 部長 副部長 課長 参事官 報道官</p>
<p>一種</p>	<p>一種</p>	<p>一種</p>	

航空群司令部	海上訓練指導隊群司令部	護衛隊群司令部	掃海隊群司令部	潜水艦隊司令部	航空集団司令部	護衛艦隊司令部	自衛艦隊司令部	旅団司令部	師団司令部	方面総監部	陸上総隊司令部	航空幕僚監部	
航空群司令	海上訓練指導隊群司令	護衛隊群司令	幕僚長 掃海隊群司令	幕僚長 潜水艦隊司令官	幕僚長 航空集団司令官	幕僚長 護衛艦隊司令官	幕僚長	幕僚長 副旅団長	幕僚長 副師団長	幕僚長	幕僚長	幕僚長 課長 監理監察官 首席法務官 首席衛生官	首席衛生官 航空幕僚副長 部長
一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	

二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）

潜水隊群司令部	潜水隊群司令		一種
情報業務群司令部	情報業務群司令		一種
海洋業務・対潜支援群司令部	海洋業務・対潜支援群司令		一種
開発隊群司令部	開発隊群司令		一種
地方総監部	地方総監 幕僚長		一種
教育航空集団司令部	教育航空集団司令官 幕僚長		一種
教育航空群司令部	教育航空群司令	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）	一種
練習艦隊司令部	練習艦隊司令官		一種
通信隊群司令部	通信隊群司令		一種
航空総隊司令部	航空総隊副司令官 幕僚長		一種
航空支援集団司令部	航空支援集団司令官 幕僚長		一種
航空教育集団司令部	航空教育集団司令官 幕僚長		一種
航空開発実験集団司令部	航空開発実験集団司令官 幕僚長		一種
航空方面隊司令部	航空方面隊司令官 幕僚長		一種
航空団司令部	航空団司令		一種
警戒航空団司令部	警戒航空団副司令		二種
警戒航空団司令部	警戒航空団司令		一種
航空救難団司令部	航空救難団司令		一種
航空戦術教導団司令部	航空戦術教導団司令		一種

	飛行教育団司令部	飛行教育団司令	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
	飛行開発実験団司令部	飛行開発実験団司令	一種
	航空警戒管制団司令部	航空警戒管制団司令	一種
	自衛隊情報保全隊本部	自衛隊情報保全隊司令	一種
	自衛隊指揮通信システム隊本部	自衛隊指揮通信システム隊司令	一種
	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の学校	校長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の補給処	副校長	一種
	自衛隊地方協力本部	副処長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
	教育訓練研究本部	地方協力本部長	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
	補給統制本部	教育訓練研究本部長	一種
	海上自衛隊及び航空自衛隊の補給本部	補給統制本部長	一種
	自衛隊体育学校	副本部長	一種
	自衛隊中央病院	校長	二種
	自衛隊地区病院	副校長	一種
	情報本部	病院長	一種
	防衛監察本部	副院長	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
	地方防衛局	病院長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
		副院長	一種
		情報本部長	一種
		副監察監	一種
		課長	一種
		統括監察官	一種
		地方防衛局長	一種
		次長	一種

別表第五（第九条の七関係）

種類	支給される職員の範囲	支給額
<p>爆発物取扱作業等手当</p>	<p>不発弾その他爆発のおそれのある物件を取り扱う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員、特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオロド酸イソプロピルをいう。以下同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）を製造し、特殊危険物質若しくは特殊危険物質である疑いがある物質を取り扱い、若しくは特殊危険物質による被害の危険があると認められる区域内において行う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員又は放射性物質による汚染の除去その他の放射線による被ばくのおそれのある作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員不発弾その他爆発のおそれのある物件を取り扱う作業</p>	<p>作業一日につき一万四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>
<p>エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業で防衛大臣の定めるものに従事する診療放射線技師、診療エックス線技師又はエックス線助手</p>	<p>エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業で防衛大臣の定めるものに従事する診療放射線技師、診療エックス線技師又はエックス線助手</p>	<p>作業一月につき七千円</p>

備考 この表において「種別」とは、管理又は監督の地位にある職員が占める官職を当該管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高いものから順に一種から五種（自衛官にあつては、四種）までに区分したものをいう。

本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに防衛装備庁

防衛大臣の定める官職

防衛大臣の定める種別

航空作業手当	航空機に搭乗して防衛大臣の定める作業に従事する職員（航空手当の支給を受ける者を除く。）	搭乗一日につき八千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、十五万三千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えることとなつてはならない。
異常圧力内作業等手当	<p>防衛大臣の定める特に危険な飛行を行う航空機に搭乗して防衛大臣の定める作業に従事する乗員及び落下傘隊員</p> <p>低圧室内において防衛大臣の定める航空生理訓練、飛行適応検査又は装備品及び食糧その他の需品に関する研究開発を実施する職員</p> <p>高圧室内又は再圧治療室内において高圧の下で防衛大臣の定める作業に従事する職員</p>	<p>搭乗一日につき三千四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、五万二千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えることとなつてはならない。</p> <p>作業一回につき二千四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、一万七千円を超えることとなつてはならない。</p> <p>作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき、気圧の区分に応じて次に定める額</p> <p>気圧〇・二メガパスカルまで 二百十円</p> <p>気圧〇・三メガパスカルまで 五百六十円</p> <p>気圧〇・五メガパスカルまで 九百十円</p> <p>気圧〇・七メガパスカルまで 千三百三十円</p> <p>気圧〇・九メガパスカルまで 千八百三十円</p> <p>気圧一・一メガパスカルまで 二千三百三十円</p> <p>気圧一・三メガパスカルまで 三千円</p> <p>気圧一・五メガパスカルまで 三千六百八十円</p> <p>気圧二・五メガパスカルまで 四千三百五十円</p> <p>気圧二・五メガパスカルまで 四千八百五十円</p> <p>気圧三・五メガパスカルまで 五千三百五十円</p> <p>気圧三・五メガパスカルまで 五千八百五十円</p> <p>気圧四メガパスカルまで 六千三百五十円</p>

<p>潜水器具を着用し、又は潜水艦救難潜水装置若しくは潜水艦救難潜水艇に乗り組んで潜水して行う作業に従事する職員</p>	<p>気圧四・五メガパスカルまで 六千八百五十円 気圧四・五メガパスカルを超えるとき 七千三百五十円</p> <p>次の作業の区分に応じて次に定める額</p> <p>潜水器具を着用して行う作業 作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき、潜水深度の区分に応じて次に定める額（特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認めるものにあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p> <p>潜水深度二十メートルまで 三百十円 潜水深度三十メートルまで 七百八十円 潜水深度五十メートルまで 千四百円 潜水深度七十メートルまで 二千円 潜水深度九十メートルまで 二千八百円 潜水深度百十メートルまで 三千五百円 潜水深度百三十メートルまで 四千五百円 潜水深度百五十メートルまで 五千五百円 潜水深度二百メートルまで 六千五百円 潜水深度二百五十メートルまで 七千三百円 潜水深度三百メートルまで 八千円 潜水深度三百五十メートルまで 八千八百円 潜水深度四百メートルまで 九千六百円 潜水深度四百五十メートルまで 一万四百円 潜水深度四百五十メートルを超えるとき 一万二千二百円 潜水艦救難潜水装置に乗り組んで行う作業 作業一日につき千四百円 潜水艦救難潜水艇に乗り組んで行う作業 作業を開始してか</p>
--------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>潜水艦若しくはこれに装備する兵器について潜航して行う防衛大臣の定める試験若しくは検査に従事する職員又は潜水艦に乗り組んで防衛大臣の定める長期の潜航を行う海上自衛官</p> <p>航空医学実験隊の行う加速度実験の被験者となる職員</p>	<p>ら作業を終了するまでの時間一時間につき四千二百九十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p> <p>潜航一日につき千七百五十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>
<p>落下傘降下作業手当</p>	<p>落下傘降下作業に従事する自衛官</p>	<p>作業一日につき二千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、一万七千円を超えることとなつてはならない。</p> <p>作業一回につき六千六百五十円（航空手当、落下傘降下員手当又は特殊作戦隊員手当の支給を受けない者にあつては、一万二千六百円）を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認めるものにあつては、当該額にその百分の二十五に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）</p>
<p>駐留軍関係業務手当</p>	<p>駐留軍に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する地方防衛局の職員（俸給の特別調整額の支給を受ける者を除く。）</p>	<p>業務一日につき六百五十円</p>
<p>南極手当</p>	<p>南緯五十五度以南の区域において南極地域への輸送に関する業務に従事する職員</p>	<p>業務一日につき四千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>
<p>夜間看護等手当</p>	<p>自衛隊の病院に勤務する助産師、看護師若しくは准看護師のうち正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務に従事するもの又は自衛隊の病院若しくは診療所に勤務する医師、薬剤師、看護師その他の職員のうち防衛大臣の定める職員で正規の勤務時間以外の時間において勤務の時</p>	<p>勤務一回につき、次の業務の区分に応じてそれぞれ次に定める額</p> <p>看護等の業務 次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額</p> <p>勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 六千八百円（自衛官である者にあつては、六千四百五十円）</p> <p>勤務時間が深夜の一部を含む勤務で深夜における勤務時間が四時間以上である場合 三千三百円（自衛官である者にあつては</p>

	<p>間帯その他に関し防衛大臣の定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事するもの</p>	<p>、二千九百五十円) 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 二千九百円(自衛官である者にあつては、二千五百五十円) 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千円(自衛官である者にあつては、千七百二十円) 救急医療等の業務 千六百二十円</p>
<p>除雪手当</p>	<p>自衛隊の施設に通ずる道路のうち防衛大臣の定める道路において午後五時から翌日の午前六時までの間又は暴風雪若しくは大雪に関する気象警報が発せられる場合に相当するとして自衛隊の気象部隊による警告(以下「暴風雪等に関する警告」という。)が発せられている間において行う除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業に従事する職員</p>	<p>作業一日につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額 暴風雪等に関する警告が発せられている間に作業を行う場合 四百五十円 その他の場合で午後五時から翌日の午前六時までの間に作業を行う場合 三百円</p>
<p>死体処理手当</p>	<p>防衛大臣の定める施設に配置され当該施設における死体の処理作業に従事する職員(一般職給与法別表第一行政職俸給表の適用を受ける者に限る。)又は自衛隊法第八十三条若しくは第八十三条の三の規定により派遣されて行う死体の収容作業その他の死体を取り扱う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員(医療業務に従事することを本務とする医師又は看護等の業務に従事することを本務とする看護師若しくは准看護師である者にあつては、防衛大臣の定めるものに限る。)</p>	<p>作業一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの又は特定大規模災害が発生した場合において、自衛隊法第八十三条</p>		<p>作業一日につき、次の作業の区分に応じてそれぞれ次に定める額</p>

	<p>又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の捜索救助、水防活動、道路又は水路の啓開その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う救援等の作業に従事するもの</p>	<p>原子力災害のうち防衛大臣の定めるものにおける作業 四万二千円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額 特定大規模災害における作業 六千四百八十円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額</p>
<p>対空警戒対処等手当</p>	<p>自衛隊法第八十二条の三の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ぜられた自衛隊の部隊の自衛官であつて防衛大臣の定める業務に従事するもの</p> <p>防衛大臣の定める部隊に所属し、その部隊の所在する基地を離れて防衛大臣の定める期間を超えて行う航空警戒管制に関する業務に属する作業で防衛大臣の定めるものに従事する航空自衛官</p>	<p>作業一日につき五百六十円</p>
<p>夜間特殊業務手当</p>	<p>正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務であつて、航空警戒管制に関する業務その他の常時勤務を要する業務のうち防衛大臣の定めるもの（深夜における勤務時間が二時間に満たないものを除く。）に従事する職員</p>	<p>勤務一回につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 千円（勤務時間が深夜の全部又は一部を含む勤務の職員一人当たりの一月における平均的回数が六回未満である業務として防衛大臣の定めるものに従事する職員（以下「特定回数深夜勤務職員」という。）にあつては、七百三十円） 勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 七百三十円（特定回数深夜勤務職員にあつては、四百九十円）</p>
<p>航空管制手当</p>	<p>防衛大臣の定める部隊に所属し、進入管制業務、飛行場管制業務その他の航空機の管制に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する自衛官（防衛大臣の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限る。）</p>	<p>業務一日につき七百七十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>
<p>国際緊急援助等手当</p>	<p>自衛隊法第八十四条の五第二項第三号の規定に基づき、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年</p>	<p>業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認める</p>

	<p>法律第九十三号)の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務に従事する職員</p>	<p>場合にあつては、当該額にその百分の五十(現地の治安の状況等により当該業務が心身に著しい緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、百分の百)に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額)</p>
	<p>自衛隊法第八十四条の四の規定に基づき、海外の地域において邦人等の輸送に関する業務に従事する職員</p>	<p>業務一日につき七千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額(当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては当該額にその百分の五十に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額、当該業務(自衛隊法第八十四条の四第三項に規定する車両により行う輸送に関するものに限る。)が極めて困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)</p>
	<p>自衛隊法第八十四条の三の規定に基づき、海外の地域において邦人等の保護措置に関する業務のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員</p>	<p>業務一日につき一万五千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>
<p>海上警備等手当</p>	<p>特別警備業務若しくは特別海賊対処業務に従事する特別警備隊員又は航空機に搭乗して当該特別警備隊員を対象船舶へ輸送する業務(以下「特別警備隊員輸送業務」という。)に従事する乗員</p>	<p>業務一日につき七千七百円(当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額)</p>
	<p>海賊対処法第七条第一項の規定により海上において海賊行為(海賊対処法第二条に規定する海賊行為をいう。以下この表において同じ。)に対処するため必要な行動をとることを命ぜられた自衛隊の部隊の職員であつて、海外の地域において行う業務(公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。))において行われる海賊行為に対処するためのもの</p>	<p>業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>

<p>に限り、海賊対処立入検査業務（海賊対処法第八条第一項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務をいう。以下この表において同じ。）を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事するもの</p>	<p>自衛隊法第九十三条第二項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務（特別警備業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）若しくは海賊対処立入検査業務（特別海賊対処業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）の規定に基づく船舶検査活動のうち、船舶に乗船しての検査、確認の業務に従事する職員</p>	<p>業務一日につき二千元（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p>
<p>自衛艦に乗り組んで行う我が国の防衛に資する情報の収集のための活動であつて、その困難性を考慮して防衛大臣の定めるものに従事する乗組員</p> <p>自衛隊法第八十二条の規定による行動をとることの要否に係る判断又は当該行動をとることとなつた場合におけるその円滑な遂行に必要な情報の収集のための活動（海外の海域における日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。）その他の我が国に關係する船舶の航行の安全の確保に關し、政府が行う取組の一環として、海外の地域において行うものに限る。）であつて、その困難性その他の特殊性を考慮して防衛大臣の定めるものに従</p>	<p>業務一日につき千百円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p> <p>業務一日につき四千元を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>	

階級	航海手当の区域額			
	第一区	第二区	第三区	第四区
	一、四一〇円	二、一一二〇円	二、六五〇円	三、九八〇円
	一、二五〇円	一、八八〇円	二、三五〇円	三、五三〇円
	一、〇九〇円	一、六四〇円	二、〇五〇円	三、〇八〇円

別表第七（第十二条の三関係）

<p>備考</p> <p>一 異常圧力内作業等手当に係る作業時間数を計算するに当たっては、一の給与期間の作業時間数をこの表に規定する潜水深度の区分又は気圧の区分ごとに合計し、その潜水深度の区分又は気圧の区分ごとの合計作業時間数に十分未満の端数があるときは、十分に切り上げるものとする。</p> <p>二 爆発物取扱作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定める作業に限る。）又は航空管制手当を支給される業務に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるこれらの手当の額は、この表に規定する支給額の百分の六十に相当する額とする。</p> <p>三 職員が同一の日において災害派遣等手当を支給される作業及び爆発物取扱作業等手当又は異常圧力内作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定めるものを除く。）に従事した場合には、これらの作業に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。</p>	<p>分べん取扱手当</p> <p>防衛大臣の定める分べんの取扱いに従事する医師（防衛大臣の定める者に限る。）</p> <p>自衛隊の病院において専ら感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項若しくは第三項に定める感染症又はこれらに相当するものとして防衛大臣が認める感染症の患者を入院させる病棟に配置されて看護等の業務に従事する看護師又は准看護師（俸給の調整額の支給を受ける者を除く。）</p>	<p>事する職員</p> <p>取扱い一件につき一万円</p> <p>業務一日につき二百九十円</p>	

備考 第一区から第四区までの水域の区分については、第一区はイに掲げる水域と、第二区はロに掲げる水域と、第三区はハに掲げる水域と、第四区はニに掲げる水域とする。ただし、ロに掲げる水域内にある港を定係港とする艦船にあつては、第一区はホに掲げる水域と、第二区はヘに掲げる水域とする。							
	五九〇円	六二〇円	六五〇円	六九〇円	七二〇円	七五〇円	九一〇円
	八九〇円	九三〇円	九八〇円	一、〇四〇円	一、〇八〇円	一、一三〇円	一、三七〇円
	一、一一〇円	一、一六〇円	一、二三〇円	一、三〇〇円	一、三五〇円	一、四一〇円	一、七一〇円
	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
	一、六七	一、七四	一、八五	一、九五	二、〇三	二、一二	二、五七
イ 東経百二十七度北緯二十二度、東経百三十五度北緯三十度、東経百四十三度北緯三十二度、東経百四十六度三十分北緯四十度、東経百五十度北緯四十四度、東経百四十六度北緯四十八度、東経百四十度北緯四十八度、東経百三十五度北緯四十度、東経百三十度北緯三十八度、東経百二十六度北緯三十四度、東経百二十六度北緯三十度、東経百二十二度北緯二十七度、東経百二十二度北緯二十二度及び東経百二十七度北緯二十二度の各点を順次に結んだ線で囲まれる水域							
ロ 東経百七十五度、東経百十度、北緯二十一度及び北緯五十一度の線で囲まれる水域（イに掲げる水域を除く。）							

ハ 東経百七十五度、東経九十四度、南緯十一度及び北緯二十一度の線で囲まれる水域、東経百七十五度、東経百三十四度、北緯五十一度及び北緯六十三度の線で囲まれる水域並びにイ及びロに掲げる水域以外の水域のうち防衛大臣の定める水域
ニ イからハまでに掲げる水域以外の水域
ホ 当該定係港の境界から二百海里以内の水域
ヘ 東経百七十五度、東経百十度、北緯二十一度及び北緯五十一度の線で囲まれる水域（ホに掲げる水域を除く。）

○ 防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百二十二号）（抄）

（傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例の適用範囲）

第二条 法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。以下「準用補償法」という。）第二十条の二の政令で定めるものは、自衛官とし、同条の政令で定める職務は、次のとおりとする。

一 我が国に対する外部からの武力攻撃（次号において「武力攻撃」という。）が発生した事態又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して我が国を防衛するために行う武力の行使

二 武力攻撃が発生した事態若しくは武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態又は間接侵略その他の緊急事態若しくは治安維持上重大な事態に際して行う人、施設若しくは物件の警護又は犯罪の鎮圧若しくは防止

三 事態が緊迫し治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃等の武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合における武器を携行して行う情報の収集

四 特定の主義主張に基づき、国家等にこれを強要し、又は社会に不安等を与える目的で多数の人の殺傷行為等が行われるおそれがある場合におけるその被害を防止するため行う自衛隊の施設又は合衆国軍隊の施設及び区域の警護

五 天災、火災その他の異常な事態の発生時における人命若しくは財産の保護又は海上における治安の維持

六 航空機に搭乗して行う領空侵犯に対する措置

七 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第十六号）第二条第七号に規定する停船検査又は同条第八号に規定する回航措置

八 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第十七号）第四条の規定による拘束又は同法第一百五十二条第二項に規定する職務

九 自衛隊の使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物で防衛大臣の定めるもの（以下この号において「武器等」という。）の防護又は自衛隊の施設のうち、武器等を保管し、収容し、若しくは整備するための施設設備、営舎若しくは港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在する

ものの警護

十 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第九十五条の二第一項の規定による警護

十一 犯罪の捜査、犯人若しくは被疑者の逮捕、看守若しくは護送又は勾引状、勾留状若しくは収容状の執行

十二 機雷、不発弾その他の危険物の除去及び処理

2
(略)